

別添4

岐阜県科学技術振興センター科学技術図書資料室運営要綱

(総 則)

第一条 この細則は、岐阜県科学技術振興センター科学技術図書資料室（以下、「図書資料室」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閉室日)

第二条 図書資料室の閉室日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十八日から翌年の一月四日まで
- 四 十二月を除く毎月の最終の木曜日（当該木曜日が第二号に掲げる休館日である場合には、その前日）

(利用時間)

第三条 図書資料室の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。

(臨時閉室日等)

第四条 前二条にかかわらず、図書資料室資料の点検その他必要があると認める場合は、知事は、臨時閉室日を定め、又は利用時間を変更することができるものとする。

- 2 前項の場合においては、その旨あらかじめ図書資料室前の掲示板に提示しなければならない。

(図書資料室資料の利用等)

第五条 図書資料室資料の利用者は、この要綱及び知事が別に定める事項を守らなければならない。

(遵守義務)

第六条 図書資料室の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 図書資料室の施設、設備、資料等を、き損または汚損しないこと
- 二 他人に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと
- 三 第二項に掲げるもののほか、知事が別に定める事項

(実費弁償)

第七条 図書資料室の利用者は、次に掲げる事由が生じた場合、その実費または代価を弁償しなければならない。

- 一 利用者が、施設、設備、資料等を故意または過失によりき損、汚損または亡失した場合
 - 二 利用者が、資料を複写する場合、または外部データベースで情報検索をする場合
- 2 前項の弁償に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(入室の禁止)

第八条 この要綱または知事の指示に従わない者に対し、知事は入室または資料の貸出しを禁止することができる。

(その他)

第九条 この要綱に定めるもののほか、図書資料室の管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。

